

見守り防ごう！子どもの虐待

11月にオレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーンを実施します。



子どもへの虐待は犯罪です。しつけによる体罰も虐待に当たります。
テレビや新聞では痛ましい児童虐待事件が報道され、防止の呼びかけをしていますが、児童虐待件数は増え続けています。
みんなで子どもの笑顔を守りましょう。



問合せ／こども家庭課 ☎55-2763 FAX51-0247 E:kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

虐待とは？

児童虐待には、4つの種類があります。

■身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

■心理的虐待

言葉でおどす、無視をする、きょうだい間の差別、夫婦間の暴力を見せる など

■ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、不潔な部屋に住まわせる、車中への放置、健診や予防接種など子どもに必要なとされる医療を受けさせない など

※妊婦健診を受診せずに出産することもあります。

■性的虐待

子どもへの性的な行為、子どもに性的行為を見せる、子どもの性的な写真を撮る など

虐待による影響

体罰や暴言などの虐待は、子どもの身体だけではなく脳にも悪影響を与え、行動や精神面に問題を及ぼすと言われています。

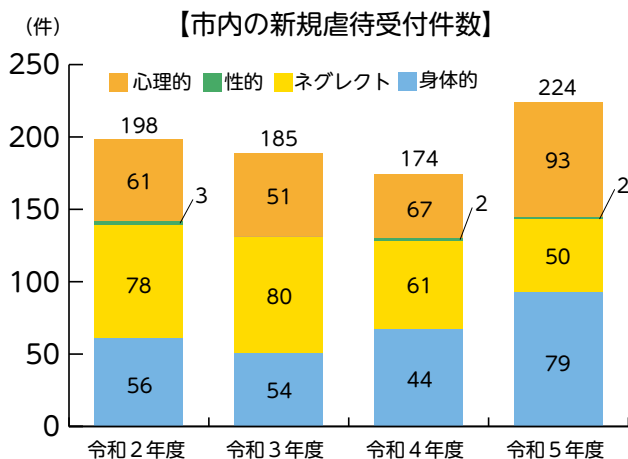
心理的虐待が増えています

左のグラフは、富士市が各年度で新規で受け付けた虐待件数です。令和5年度は新たに224件の虐待を受け付け、中でも心理的虐待の受付件数が増加しています。

知人や近隣などから「親の怒鳴り声がする」、「子どもの泣き声が気になる」などの通報が寄せられると、市は「虐待の事実はあるのか」、「子どもが安全かどうか」を家庭訪問させていただいております。

また、全国的には夫婦間の暴力の目撃も増えています。これは、心理的虐待に当たり、子どもの面前での両親のけんかは子どもにトラウマを与え、知能や言葉の理解力にも影響があると言われています。

【市内の新規虐待受付件数】



子どものことで悩んでいませんか？

子どもの虐待が増えている背景には、日常的なストレスや不安、生活困窮、頼れる人が身近にいないことなど、様々な問題が潜んでいます。虐待をしてしまう人自身が悩みや苦しみを抱えて困っている可能性があります。他人事ではなく身近に起こりうる問題なのです。

市では、今年の4月から「こども家庭センター」を開設し、妊娠から子育て期までを切れ目なく支援しています。虐待の通報をはじめ、子育て全般についてお気軽にご相談ください。

子どもなんでも相談
☎(55)2764 (8時30分～17時15分)



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

富士川サービスエリアの大観覧車「Sky View」を虐待防止のシンボルカラー（オレンジ）にライトアップします。
とき／11月1～11日 日没後～21時